

◆◆◆目次◆◆◆

- 1 [周知] 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です【岐阜労働局】
- 2 [周知] 冬季における年次有給休暇の取得促進について【岐阜労働局】
- 3 [周知] 特定（産業別）最低賃金の改定について【岐阜労働局】
- 4 [周知] 中皮種や肺がん等の石綿による疾病の補償・救済について【岐阜労働局】

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

- 1 [周知] 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省は、年末に向けた業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため「ハラスメント特別相談窓口」を開設しています。

法改正により令和4年4月1日からはハラスメント防止のための雇用管理上の措置の義務が中小企業にも適用となりますので、この機会に職場のセクハラ、マタハラ、パワハラ防止のための対策方法や体制の整備などのご相談についてお気軽にお問い合わせください。

○ハラスメント特別相談窓口

- ・ 設置期間 令和3年12月1日～令和4年3月31日
- ・ 相談窓口 岐阜労働局 雇用環境・均等室（岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階）
- ・ 電話番号 058-245-1550
- ・ 受付時間 平日9時～16時30分（12時～13時を除く）
- ・ 相談方法 来室又は電話

○関連サイト

社内の体制整備に活用できる情報・資料

- ・ 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料（厚生労働省のHPからダウンロード可）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

- ・ ポータルサイト「あかるい職場応援団」（職場におけるハラスメントに関する情報を発信）

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

○問合せ先 岐阜労働局 雇用環境・均等室 TEL058-245-1550

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

2 〔周知〕 冬季における年次有給休暇の取得促進について

労働基準法の改正により平成31年4月から全ての企業において、年10日以上の子休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

新しい働き方、休み方を実践するためにも、年休の計画的付与制度や時間単位の年休制度などを利用し、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方のできる職場環境の改善・向上に取り組みましょう。

○関連サイト

- ・働き方・休み方改善ポータルサイト

「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/holiday/>

- ・年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

○問合せ先 岐阜労働局 雇用環境・均等室 TEL058-245-1550

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

3 〔周知〕 特定（産業別）最低賃金の改定について

岐阜県で適用される最低賃金については、毎年見直しを行っており、岐阜県最低賃金については10月1日から1時間880円に改定しているところですが、特定（産業別）最低賃金額については次のとおり改定する決定をしました。

○岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

略称「電気」：907円／時間

○岐阜県自動車・同附属品製造業

略称「自動車」：951円／時間

○岐阜県航空機・同附属品製造業

略称「航空機」：971円／時間

改定最低賃金額は、県内の対象業種の事業場で働く基幹的労働者に令和3年12月21日から適用されます。1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

○岐阜労働局 HP

https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/roudou_kijyun/chingin.html

○問合せ先 岐阜労働局 賃金室 TEL058-245-8104

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

4 【周知】中皮腫や肺がん等の石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、又は亡くなられた場合、それが労働者として石綿ばく露作業に従事したことが原因であると認められた場合には、法律により各種の保険給付が受けられます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

厚生労働省では、毎年、石綿関連疾患認定事業場名等を公表しており、中皮腫や肺がん等で労災認定された事業場において過去に就労され、中皮腫や肺がんなどを発症し、又は亡くなられた場合、労災保険給付等の支給対象となる可能性があります。お気軽に岐阜労働局又は高山労働基準監督署にご相談ください。

○関連サイト

・労災保険給付・特別遺族給付金（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/index.html

・救済給付（（独）環境再生保全機構ホームページ）

<https://www.erca.go.jp/asbestos/>

○問合せ先

・労災保険給付・特別遺族給付金

高山労働基準監督署 TEL0577-32-1180

岐阜労働局 労災補償課 TEL058-245-8105

労災保険相談ダイヤル TEL0570-006031（受付時間 平日9時～17時）

・救済給付

(独) 環境再生保全機構 TEL 0120-389-931

(受付時間 平日9:30~17:30)

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

【メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更】

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、次の標題と本文を記載した電子メールを次のアドレスまで送信してください。

○送信先 rousei555@city.takayama.lg.jp

○送信内容

・配信中止の場合

標題：配信中止

本文：事業所・団体名、担当者氏名

・メールアドレス変更の場合

標題：配信先変更

本文：事業所・団体名、担当者氏名、新・旧メールアドレス